

令和3年度第4回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
令和4年1月14日(金)午前10時40分～午前11時40分
- ◆ 開催場所
本庁舎9階901会議室
- ◆ 出席者
出席委員4名(会長ほか3名)
区側出席者5名(教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員3名)
- ◆ 議事
1 令和3年度登録文化財の答申について
2 その他
- ◆ 公開可否
原則公開(傍聴人:0人)
- ◆ 配布資料
令和3年度練馬区文化財保護審議会答申(写し)
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
5984-2442

会議の要旨

- <会長> 開会の挨拶
- <事務局> 会議の成立について
- <会長>

本日は、答申を致します。お手元に答申の写しがありますのでご覧下さい。修正については、あらかじめご意見をいただいています。

それでは、教育委員会へ今年度の答申文をお渡しします。

- <会長> 答申の伝達
- <教育長>

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。只今、会長から登録文化財3件の答申をいただきました。昨年11月11日に諮問させていただいた後、先生方にご審議いただきました。諮問させていただいた案件どおり答申をいただくことができました。改めて御礼申し上げます。今回は、光傳寺や妙福寺に伝わる江戸時代の半鐘について答申いただきました。地域の文化財として貴重な資料です。答申につきましては、今後、教育委員会に諮り、決定後は、区民の皆さんにわかりやすく紹介し、まち歩きや子供たちの教育に活用していきます。

寒い日が続いておりますが、委員の皆様におかれましてはぜひ体調に十分ご留意さなってお過ごしくださいますようお願い申し上げます。委員の皆様のご尽力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

- <会長>

では、事務局から答申内容について説明をお願いします。

<事務局>

1月5日付けで、前回の審議会にいただいたご意見をもとに修正した内容で、委員の皆様にご答申をお送りしました。本日お配りした資料は、その後、会長、副会長からご指導いただいた内容をもとに修正したものになります。修正箇所について説明致します。

会長からご指摘いただきました点が2点あります。1つは、登録1から登録3すべてに共通する内容ですが、項目の階層と順序を変更しています。太字の大項目の「7備考」にしておりましたが、項目を「6(8)備考」に修正し、大項目「7」以降は順番を付け直しました。もう1つは、10の主要参考文献の文献については、答申文面に直接関係する文献だけに絞りました。

次に、副会長からご指摘いただいた点で、登録の理由に江戸時代の半鐘の形状と特徴を伝える資料とありますが、中世や近代のそれとどこが異なるのか、簡単に記載して下さいということですが、各登録案件とも「6(8)備考」の4行目から7行目に、次の文章を追加しました。「日本の鐘の生産は7世紀に始まり、鎌倉時代にかけて定型化してくる。本半鐘の形状に見られる、撞座は下方に位置し、龍頭の頭と同じ向きであること、池の間が広く陰刻銘文であること、駒の爪の肥厚などの特徴は定型化後のもので、江戸時代の多くの鐘に見られるものである。」

<会長>

今の説明について何かご意見がありましたらお願い致します。

委員、内容はよろしいでしょうか。

<副会長>

はい。よろしいと思います。

<委員>

半鐘の登録や指定は今後も進めていくのでしょうか。

<事務局>

今回の半鐘の登録で、調査可能な半鐘の中に限りますが、江戸時代の半鐘の登録は一段落します。

<会長>

これまで十分な審議をして参りましたので、他にないようでしたら、令和3年度の文化財登録の答申について終わります。

その他で事務局から何かありますか。

<事務局> 答申後の事務処理の流れについて説明

令和4年4月1日施行の文化財保護法の一部改正について説明

<会長>

これをもちまして令和3年度の審議会を終了します。ありがとうございました。